

くまもと大学連携インキュベータ入居者支援補助金交付要綱

制定	平成17年11月24日	市長決裁
改正	平成19年4月6日	経済振興局長決裁
	平成21年7月1日	産業政策課長決裁
	平成24年4月1日	農水商工局長決裁
	平成24年8月30日	商工振興課長決裁
	平成26年4月1日	市長決裁

(目的)

第1条 独立行政法人中小企業基盤整備機構が整備するくまもと大学連携インキュベータに入居して行う研究開発等の成果に基づいて事業化を目指す者に対して、その賃借料の一部を補助することにより、産学官連携による新たな事業の創出を図り、もって本市産業の振興に資することを目的とする。

(通則)

第2条 くまもと大学連携インキュベータ入居者支援補助金（以下「補助金」という。）の交付については、熊本市補助金等交付規則（昭和43年規則第44号。以下「規則」という。）に規定するもののほか、この要綱に定めるところによる。

(定義)

第3条 この要綱で使用する用語の意義は、次の各号に掲げるものについて当該各号に定めるところによる。

- (1) くまもと大学連携インキュベータ 中小企業の新たな事業活動の促進に関する法律（平成11年法律第18号）第31条第1項第1号に規定する事業場として、独立行政法人中小企業基盤整備機構が熊本市中央区南熊本3丁目14番138に整備する施設をいう。
- (2) 大学内発ベンチャー 次のいずれかに該当する者をいう。
 - ア 兼業により事業活動に従事し、中小企業を設立しようとする大学、高等専門学校、公設試験研究機関（以下「大学等」という。）の教員、研究員又は学生等（以下「研究者等」という。）
 - イ 大学等の研究者等が役員となって設立した中小企業
 - ウ 大学等との共同研究成果（正式な共同研究契約を締結したものに限る。）の事業化又は大学等から移転された技術（大学等における技術に関する研究成果の民間事業者への移転の促進に関する法律（平成10年法律第52号）に基づき移転された技術に限る。）の事業化を目指す中小企業
- (3) 研究開発等 生産、販売若しくは役務の提供の技術（著しい新規性を有するものに限る。）に関する研究開発、その成果の利用又は当該成果の利用のために必要な需要の開拓をいう。

(補助対象者)

第4条 補助の対象となる者は、くまもと大学連携インキュベータに入居して研究開発等を行う者で、次の全ての要件を満たすものとする。

- (1) 起業又は新規事業展開を図ろうとする法人又は個人
- (2) 中小企業基本法（昭和38年法律第154号）及び独立行政法人中小企業基盤整備機構法（平成14年法律第147号）に定める中小企業者であること。
- (3) 市税の滞納が無いこと。ただし、熊本市以外で事業を営んでいる者は主たる事務所の存する自治体での市町村税の滞納が無いこと。
- (4) 施設退去後に、熊本市内に事務所、事業所、生産拠点等を置く計画を有すること。

(補助対象経費及び補助金の額等)

第5条 補助対象経費は、補助を受ける年度中に必要なくまもと大学連携インキュベータに入居するための賃料とし、賃貸借契約上の消費税及び地方消費税並びに入居者が別途負担する光熱水道費等は含まないものとする。

2 1 箇月当りの補助金の額は、次の各号に掲げるいずれかの区分に応じ、それぞれ当該各号に定める単価に乗じた額とする。

- (1) 創業5年未満 床面積1平方メートルにつき1,400円
- (2) 創業5年以上 床面積1平方メートルにつき1,000円
- (3) 大学内発ベンチャー 床面積1平方メートルにつき1,400円

3 前項の区分の変更があった場合は、変更となった日に属する月の翌月から新たな区分で算定した額とする。

- 4 施設への入居日の属する月又は施設の入居にかかる賃貸借契約終了日の属する月における補助事業者の賃貸借期間が1箇月に満たないときの補助金の額は、1箇月を30日として日割計算した額とする。
- 5 前3項の場合において10円未満の端数があるときは、これを切り捨てるものとする。
- 6 補助金は、予算の範囲内で交付するものとし、その期間は5年を限度とする。

(補助事業の会計年度)

第6条 補助金交付事業は会計年度ごとに行うものとする。

(交付の申請)

第7条 補助金の交付を受けようとする者は、くまもと大学連携インキュベータ入居者支援補助金交付申請書(第1号様式)に次に掲げる書類を添え、市長に提出しなければならない。

- (1) 事業計画書
- (2) 事業予算書
- (3) 賃貸借契約書の写し
- (4) 法人の場合にあつては、定款、登記事項証明書及び直近の決算報告書
- (5) 個人の場合にあつては住民票
- (6) 市税滞納有無調査承諾書(熊本市以外で事業を営んでいる者については、主たる事務所の存する自治体の市税等の納税証明書)
- (7) その他市長が必要と認めるもの

(交付の決定)

第8条 市長は、前条の規定による申請書の提出があつた場合には、当該申請書の内容を審査し、補助金を交付すべきものと認めたときは、交付の決定をするものとする。この場合において市長は、必要な条件を付することができる。

(決定の通知)

第9条 市長は、補助金の交付の決定をしたときは、その決定内容及びこれに条件を付した場合にはその条件をくまもと大学連携インキュベータ入居者支援補助金交付決定通知書(第2号様式)により申請者に通知するものとする。

(変更の承認)

第10条 前条の通知を受けた者(以下「補助事業者」という。)は、次の各号のいずれかに該当するときは、遅滞なく、くまもと大学連携インキュベータ入居者支援補助金変更申請書(第3号様式)を市長に提出し、その承認を受けなければならない。

- (1) 補助事業者の登記事項証明書又は住民票に変更があつたとき。
- (2) 補助事業者が個人から法人化したとき。
- (3) 第5条第2項に定める補助事業者の区分に変更があつたとき。
- (4) 賃料に変更があつたとき。
- (5) 補助事業の全部若しくは一部を中止し、又は廃止しようとするとき。

2 市長は、前項の規定による申請書の提出があつた場合には、当該申請書の内容を審査し、適当と認めたときは、くまもと大学連携インキュベータ入居者支援補助金交付取消・変更通知書(第4号様式)を申請者に送付するものとする。

(関係書類の整備)

第11条 補助事業者は、補助事業に係る経費の収支を明らかにした書類等を常に整備しておかなければならない。

(実績報告)

第12条 補助事業者は、補助事業が完了したとき(廃止の承認を受けたときを含む。)は、30日以内にくまもと大学連携インキュベータ入居者支援補助金実績報告書(第5号様式)を市長に提出しなければならない。

(補助金の額の確定)

第13条 市長は前条の規定により実績報告を受けた場合においては、実績報告書の審査及び必要に応じて行う現地調査等によりその報告にかかる補助事業の成果が補助金の交付の決定に内容及びこれに付した条件に適合すると認めたとき又は補助決定額を減額したときは、交付すべき補助金の額を交付決定通知に基づき確定し、くまもと大学連携インキュベータ入居者支援補助金交付確定通知書(第6号様式)により当該補助事業者に通知するものとする。

(補助金の交付)

第14条 補助金は、前条により確定した額を補助事業の終了後に交付するものとする。

2 前項の規定にかかわらず、補助事業者が年度途中で補助金の交付を希望する場合は、四半期ごとに概算額を交付することができるものとし、第1四半期(4月から6月)分については7月、第2四半期(7月から9月)分については10月、第3四半期(10月から12月)分については1月に交付するものとする。なお、第4四半期(1月から3月)分については、前条に定める補助金の額の確定後に交付するものとする。

3 前項の概算交付を受けようとする補助事業者は、次に掲げる書類を添え、くまもと大学連携インキュベータ入居者支援補助金概算交付申請書(第7号様式)を市長に提出しなければならない。

- (1) 賃料の支払いを確認できる書類
- (2) その他市長が必要と認めるもの

4 市長は、第2項の概算額の交付決定をしたときは、くまもと大学連携インキュベータ入居者支援補助金概算交付通知書(第8号様式)により補助事業者へ通知するものとする。

(補助金の交付請求)

第15条 補助事業者が補助金の交付を受けようとするときは、くまもと大学連携インキュベータ入居者支援補助金交付請求書(第9号様式)に次に掲げる書類を添え、市長に提出しなければならない。

- (1) 賃料の支払いを確認できる書類
- (2) その他市長が必要と認めるもの

(補助金の返還)

第16条 市長は、補助事業者が補助事業に関して次の各号のいずれかに該当するときは、補助金の交付の決定の全部又は一部を取り消すことができる。この場合において、当該取消しの部分に関し、既に補助金が交付されているときは、期限を定めてその全部又は一部の返還を命じるものとする。

- (1) 補助金の交付期間中に第4条第4号に規定する要件を満たさなくなったとき又は補助金の交付終了後引き続き2年間にわたり熊本市内に事務所、事業所、生産拠点等を置かなかったとき(補助事業者が当該事由の発生につき事前に市長と協議し、市長が特に理由があると認めるときを除く。)
- (2) 補助金を他の用途に使用したとき。
- (3) 虚偽その他不正の手段により補助金の交付を受けたとき。
- (4) 前3号に掲げる場合のほか、補助金の交付の決定の内容又はこれに付した条件その他法令、規則又はこの要綱に基づく市長の指示に違反したとき。

附 則

この要綱は、平成17年11月24日から施行する。

附 則

この要綱は、平成19年4月6日から施行し、平成19年4月1日から適用する。

附 則

この要綱は、平成21年7月1日から施行し、同日から適用する。

附 則

この要綱は、平成24年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成24年8月30日から施行する。

附 則

この要綱は、平成26年4月1日から施行し、この要綱による改正後の第16条の規定は、同日においてくまもと大学連携インキュベータに入居している者及び同日以後にくまもと大学連携インキュベータに入居する者について適用する。

第1号様式（第7条関係）

くまもと大学連携インキュベータ入居者支援補助金交付申請書

年 月 日

熊本市長（宛）

所在地
事業所名
代表者名
印

くまもと大学連携インキュベータ入居者支援補助金交付要綱第7条の規定により、下記のとおり補助金の交付を受けたいので、関係書類を添えて申請いたします。

記

- 1 入居施設 部屋番号 _____
面積 _____ m²
- 2 交付申請額 金 _____ 円
- 3 対象期間 年 月 日～ 年 月 日
- 4 添付書類
 - (1) 事業計画書
 - (2) 事業予算書
 - (3) 賃貸借契約書の写し
 - (4) 法人の場合にあつては定款、商業登記簿謄本及び直近の決算報告書
 - (5) 個人の場合にあつては住民票
 - (6) 市税滞納有無調査承諾書（熊本市以外で事業を営んでいる者については、当該自治体の市税等の納税証明書）
 - (7) その他市長が必要と認めるもの

※（1）、（2）については、中小企業基盤整備機構へ提出された事業計画書（様式第4号）で代用可とします。

(別 紙)

補助金交付申請内訳書

- 1 申請者の名称
- 2 入居室名
- 3 補助事業者の区分 (いずれかに○をつけること)
 - ・創業5年未満
 - ・創業5年以上
 - ・大学内発ベンチャー

4 金額の内訳

	入居施設	補助対象経費 (賃料月額)	補助金交付申請額
4月	号室 (m ²)	円	円
5月			
6月			
7月			
8月			
9月			
10月			
11月			
12月			
1月			
2月			
3月			
	合 計		

5 事業費

くまもと大学連携インキュベータ入居者支援補助金に係る事業費内訳 (4月～翌年3月)				
	事業全体額 (①+②+③)	熊本市補助金 ①	他の補助金等 ②	自己資金 ③
敷 金				
賃貸借料 (共益費を 含む。)				
その他				
小 計				
その他事業費				
合 計				

くまもと大学連携インキュベータ入居者支援補助金交付決定通知書

熊本市指令発第 号
年 月 日

所在地
事業所名
代表者名 様

熊本市長

年 月 日付で申請のあったくまもと大学連携インキュベータ入居者支援補助金の交付について、くまもと大学連携インキュベータ入居者支援補助金交付要綱第9条により下記のとおり決定したので通知します。
なお、補助対象期間は 年 月分から 年 月分までとする。

記

- 1 補助金交付決定額（年額） 円
- 2 月額補助金額 円
- 3 補助金は、事業終了後、確定された金額を請求により交付する。なお、概算交付を希望する場合は四半期ごとに概算額を交付する。請求の際には本書の写しを添付するものとする。
- 4 交付の条件は、次のとおりとする。
 - (1) 補助事業を変更又は中止するときには、くまもと大学連携インキュベータ入居者支援補助金変更申請書（第3号様式）を提出し、くまもと大学連携インキュベータ入居者支援補助金交付取消・変更通知書（第4号様式）により承認を受けなければならない。
 - (2) 補助事業の遂行が困難となったときは、遅滞なく市長に報告して、その指示を受けなければならない。
 - (3) 補助事業完了後、遅滞なく事業完了実績報告書に必要な書類を添付して市長に報告しなければならない。
 - (4) 補助事業完了後、引き続き2年間にわたり熊本市内に事務所、事業所、生産拠点等を置くこと。
- 5 補助条件に違反したとき、又は不正な行為がなされたとき、その他市長が補助を不相当と認めたときは、補助を取り消し、若しくは補助決定額を減じ、既に交付されたものについては、返還を命ずることがある。
- 6 監査委員が必要と認めたときは、地方自治法第199条第7項の規定により監査をすることがある。
- 7 市長が必要と認めたときは、地方自治法第221条第2項の規定により、その状況を調査し、又は報告を徴することがある。

第3号様式（第10条関係）

くまもと大学連携インキュベータ入居者支援補助金変更申請書

年 月 日

熊本市長（宛）

所在地
事業所名
代表者名

印

年 月 日付、熊本市指令第
のとおり変更したのでご承認願います。

号で補助金交付決定のあった上記補助金については、下記

記

- 1 変更の内容
- 2 変更の理由
- 3 添付書類
補助金等交付決定通知書
- 4 （その他）

第4号様式（第10条関係）

くまもと大学連携インキュベータ入居者支援補助金交付取消・変更通知書

熊本市指令発第 号
年 月 日

所在地
事業所名
代表者名 様

熊本市長

補助金の交付取消・変更について

年 月 日付け熊本市指令第 号で通知した上記補助金については、くまもと大学連携
インキュベータ入居者支援補助金交付要綱第10条により次のとおり取消・変更したので通知します。

記

1 補助金 円

2 取消・変更の理由

第5号様式（第12条関係）

くまもと大学連携インキュベータ入居者支援補助金事業実績報告書

年 月 日

熊本市長（宛）

所在地
事業所名
代表者名

印

年度の事業実績について次のとおり報告します。

1 事業内容	
2 進捗状況	
3 課題	
4 今後の方針	

5 事業決算書

くまもと大学連携インキュベータ入居者支援補助金に係る事業決算内訳				
	事業全体額 (①+②+③)	熊本市補助金 ①	他の補助金等 ②	自己資金 ③
敷金				
賃貸借料 (共益費を 含む。)				
その他				
小計				
その他事業費				
合計				

6 添付書類

その他市長が必要と認める書類

※本様式での記載が難しい場合は、本様式に準じた形式で記載された報告書でも可とします。

第6号様式（第13条関係）

くまもと大学連携インキュベータ入居者支援補助金交付確定通知書

熊本市指令第 号
年 月 日

所在地
事業所名
代表者名

様

熊本市長

補助金等の交付について

年 月 日付け熊本市指令第 号で通知した上記補助金については、くまもと大学連携
インキュベータ入居者支援補助金交付要綱第13条により確定したので下記のとおり通知します。

記

補助金額 金 円

(別 紙)

補助金交付確定内訳書

1 申請者の名称

2 入居室名

3 補助事業者の区分

- ・創業5年未満
- ・創業5年以上
- ・大学内発ベンチャー

4 金額の内訳

	入居施設	補助対象経費 (賃料月額)	補助金交付確定額
4月	号室 (m ²)	円	円
5月			
6月			
7月			
8月			
9月			
10月			
11月			
12月			
1月			
2月			
3月			
	合 計		

第7号様式（第14条関係）

くまもと大学連携インキュベータ入居者支援補助金概算交付申請書

年 月 日

熊本市長（宛）

所在地
事業所名
代表者名

印

年 月 日付、熊本市指令第 号で補助金交付決定のあった上記補助金について、下記のとおり概算交付いただきますようお願いいたします。

記

- 1 概算交付申請額
- 2 概算交付申請理由
くまもと大学連携インキュベータ入居者支援補助金交付要綱第14条に基づく概算交付
- 3 添付書類
 - (1) 賃料の支払いを確認できる書類
 - (2) その他市長が必要と認めるもの

(別 紙)

補助金概算交付内訳書

- 1 申請者の名称
- 2 入居室名
- 3 補助事業者の区分 (いずれかに○をつけること)

- ・創業5年未満
- ・創業5年以上
- ・大学内発ベンチャー

4 金額の内訳

	入居施設	補助対象経費 (賃料月額)	補助金概算交付申請額
4月	号室 (m ²)	円	円
5月			
6月			
7月			
8月			
9月			
10月			
11月			
12月			
1月			
2月			
3月			
合 計			

第8号様式（第14条関係）

くまもと大学連携インキュベータ入居者支援補助金概算交付通知書

熊本市指令第 号
年 月 日

所在地
事業所名
代表者名 様

熊本市長

補助金の概算交付について

年 月 日付、熊本市指令第 号で通知した上記補助金については、くまもと大学連携インキュベータ入居者支援補助金交付要綱第14条により、下記のとおり概算交付する。

記

補助金等概算交付額 金 円

(交付の条件)

補助事業終了後、「くまもと大学連携インキュベータ入居者支援補助金実績報告書」第5号様式(第12条関係)を市長に提出しなければならない。

第9号様式（第15条関係）

くまもと大学連携インキュベータ入居者支援補助金交付請求書

年 月 日

熊本市長（宛）

所在地
事業所名
代表者名

印

年 月 日付、熊本市指令第 号で補助金交付決定のあった上記補助金について、くまもと大学連携インキュベータ入居者支援補助金交付要綱第15条の規定により、次のとおり請求します。

記

1 請求額

2 振込先 銀行名
預金種別
口座番号
口座名義人

(別 紙)

補助金交付請求額内訳書

- 1 申請者の名称
- 2 入居室名
- 3 補助事業者の区分 (いずれかに○をつけること)

- ・創業5年未満
- ・創業5年以上
- ・大学内発ベンチャー

4 金額の内訳

	補助金交付決定額	既交付額	今回請求額	備 考
4月	円	円	円	
5月				
6月				
7月				
8月				
9月				
10月				
11月				
12月				
1月				
2月				
3月				
合 計				